

子供と女性を守る警察活動 ～山口県警察～

竹内照勝

(山口県警視, 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室)

1 はじめに

犯罪のない、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会の実現は、全ての県民の願いです。

しかしながら、全国的に子供が被害者となる逮捕監禁などの凶悪事件が連続し、また、女性の尊厳を踏みにじる性犯罪¹も後を絶たない状況にあります。

子供や女性は、経験や腕力の差などから、犯罪被害に遭いやすく、特に性犯罪の被害者として狙われやすい立場にあると言えますし、これら犯罪は、被害者の心身に極めて深刻なダメージを及ぼすとともに、地域住民のみならず社会全体に大きな衝撃を与え、治安に対する著しい不安を生じさせます。

こうした状況を踏まえ、県警察では、これら子供や女性に焦点を当て、卑劣な犯罪被害から守るための様々な活動を行っておりますので、本稿でその一端をご紹介します。

2 子供・女性安全対策班の設置

山口県においては、治安のバロメーターと呼ばれる刑法犯認知件数が、昭和23年に40,496件と戦後最多を記録し、その後一旦は減少したものの、平成12年から再度上昇し、平成14年には25,675件となるなど、危機的な状況となりました。

これを受け、県警察では平成14年7月から、各部門がそれまで以上に連携を密にし、警察の総力を挙げて「犯罪抑止総合対策」に取り組んだ結果、増加していた刑法犯認知件数は、平成15年以降昨年まで11年連続で減少するなど好転し、現在も戦後最少を記録した昨年の件数をさらに下回る水準で推移しているなど、大きな成果が得られました。

しかしながら、刑法犯認知件数の減少に反し、平成19年から平成20年にかけて、子供や女性が被害者となる凶悪事件が全国的に連続したことから、子供や女性を犯罪被害から守る取り組みの強化が叫ばれ、県警察では、平成21年4月に「子ども・女性安全対策班²」を設置しました。

平成19年から20年にかけての主な事件としては、平成19年9月、北海道蘭越町母子殺傷事件や、同年10月、兵庫県加古川市小学女児殺害事件、埼玉県川口市強盗強姦殺人事件、さらに平成20年4月、東京都江東区マンション殺人死体損壊事件、同年5月、愛知県豊田市女子高生殺害事件、京都府舞鶴市女子高生殺害事件、同年9月、千葉県東金市女児殺人死体遺棄事件があります。

これらの悲惨な凶悪事件を受け、「子ども・女性安全対策班」では、特に被害の発生が懸念される性犯罪や略取誘拐事件の防止対策と、これら犯罪の前兆事案である声かけ事案やつきまとい事案への対応に精力的に取り組んできました。

3 子供と女性を守る警察活動

子供の安全・防犯対策としては、特に被害対象となる子供自身に、犯罪への抵抗力を身につけさせ、各種の犯罪被害から自己防衛が図られるよう、学校や教育委員会と連携して、子供目線の分かりやすく面白い寸劇やロールプレイングを取り入れることによる誘拐防止訓練、不審者対応訓練を繰り返し行っています。

また、子供を取り巻く環境への対策として、通学路をはじめ子供が多く利用する施設などを中心に、制服警察官やパトカーによるパトロールを行うとともに、防犯ボランティアⁱⁱⁱによる登下校時の見守り活動、青色回転灯を装着した車両による広範囲なパトロール活動等を展開しています。

さらに、通り魔や凶器を用いての強盗事件など、子供が危険にさらされるおそれのある事件が発生した場合には、県教育委員会を通じて県内の各学校や幼稚園などに、緊急の警戒情報が発信できるネットワークも構築しています。

一方、女性を守る取り組みとしては、特に性犯罪の被害防止について、大学や専門学校、病院等、女性が多く関係する職域団体と連携し、小冊子やリーフレットなどを用いた広報活動や、護身術を取り入れた被害防止教室を開催することで、性犯罪被害防止に対する意識強化、すなわちソフト面の対策を行うとともに、女子寮や女性用アパート等の管理者と連携し、建物の防犯診断や防犯指導の実施や、防犯カメラや赤外線センサーなどの防犯設備の導入を推奨するなど、ハード面での対策にも力を入れています。

加えて、声かけやつきまとい事案の発生時間、発生地域、行為者の特徴等の発生実態を集約、分析して、県警察のホームページで公開し、さらに各種の事件情報を、防犯ネットワーク^{iv}を介して、広く地域住民の方々に情報発信をすることで、地域ぐるみで子供や女性を犯罪被害から守るための注意喚起を行っています。

4 昨今の犯罪情勢と今後の対応

平成26年9月末現在の県内の刑法犯認知件数は6,623件であり、前年同期と比較して1,231件、約16パーセントの減少となっています。

その中で、子供対象指定犯罪^vは41件であり、前年同期と比較して2件、約5%の増加となりましたが、女性対象犯罪^{vi}は47件であり、前年同期と比較して19件、約29%と大幅な減少となっているほか、性犯罪の前兆事案である声かけやつきまとい事案は、子供対象事案は347件、女性対象事案は97件であり、ともに前年同期と比較すると減少しています。

子供対象指定犯罪は、若干の増加がありますが、これら事案が総じて減少傾向を示していることは、「子供や女性を犯罪被害から守る」という気運が社会全体に広がり、行政機関や関係団体、ボランティアなど、地域総ぐるみで犯罪被害防止対策に取り組んでいただいている成果であると考えます。

しかしながら、これら事案の中には一歩間違えば重大な事件に発展するおそれのある事案も発生しており、一時も予断を許さないものです。

県警察としましては、今後とも行政機関や関係団体、ボランティアなどと連携し、子供と女性をはじめ、全ての県民が安全で安心して暮らせる社会づくりの実現を目指していきます。

-
- ⁱ (準)強姦罪、(準)強制わいせつ罪、集団(準)強姦罪及びこれらの未遂罪並びに致死傷罪、強盗強姦罪、強盗強姦致死罪をいう。
 - ⁱⁱ 平成26年4月から「子供・女性安全対策班」と名称変更し運用している。
 - ⁱⁱⁱ 436団体、約3万人が活動している。(平成26年9月末現在)
 - ^{iv} 図書館、学習塾、珠算塾、医療関係、理美容、道の駅など11業種でネットワークを展開している。(平成26年9月末現在)
 - ^v 20歳未満の者に対する重要犯罪(殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ)、公然わいせつ、わいせつ目的暴行・傷害・住居侵入をいう。
 - ^{vi} 20歳以上の女性に対する重要犯罪、ひったくり、公然わいせつ、わいせつ目的暴行・傷害・住居侵入をいう。